

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 6
(令和4年2月10日)

【 目 次 】

(1) 就労移行支援・就労継続支援	1
(2) 就労継続支援A型	2
(3) 就労継続支援A型・B型	3

(1) 就労移行支援・就労継続支援

(事業所とは別の場所で行われる支援)

問1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の記第二の1の(4)について、今般の報酬改定で括弧書きが追加されたが、例えば、イベント等における出店や、販促のためのチラシ配り・ポスティング等の生産活動は、「屋外等通常 of 支援の延長として指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で一時的に行われる支援」として基本報酬を算定できるという理解でよいのか。

(答)

貴見のとおり。

今般の改定において、「屋外等通常 of 支援の延長として指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で一時的に行われる支援」については、事業所で行われた支援として基本報酬を算定することを改めて整理したものである。

なお、「屋外等通常 of 支援の延長として指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で一時的に行われる支援」は、原則事業所内で行われている生産活動に関連するものを想定しているため、個々の事例が該当するかどうかは、当該事業所で行われている生産活動の内容等も踏まえた上で適切に判断すること。

(2) 就労継続支援A型

(スコア：生産活動)

問2 「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」(令和3年3月30日障発0330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「スコア留意事項通知」という。)の記2の(2)について、例えば、年度当初に指定された事業所であって、会計年度(事業年度)の終了日が3月31日と異なる場合の2年度目のスコア算定の取扱いなど、事業所の指定時期と会計年度(事業年度)の組み合わせによっては取扱いが明示されていないものがあるが、どのように取り扱えばよいか。

(答)

下表を参考にされたい。

- ① スコアが80点以上105点未満とみなす
- ② 直前の会計年度1年間の実績により評価
- ③ 便宜的に前年度1年間の実績により評価
- ④ 便宜的に前年度及び前々年度2年間の実績により評価
- ⑤ 前年度及び前々年度(又は直近2会計年度)の実績により評価(通常の実取扱い)

指定時期	会計年度 (事業年度)	初年度	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目
年度当初	4月～翌年3月	①	②	⑤	⑤	⑤
	4月～翌年3月以外	①	③	④	⑤	⑤
年度途中	4月～翌年3月	①	①	②	⑤	⑤
	4月～翌年3月以外で 始期が指定月以降	①	①	②	⑤	⑤
	4月～翌年3月以外で 始期が指定月より前	①	①	③	④	⑤

(スコア：多様な働き方)

問3 スコア留意事項通知の記2の(3)のアについて、利用者の資格取得のための講習会への参加を支援しているが、当該利用者が資格試験の受験に至っていない場合も加点することは可能か。

(答)

本項目における免許、資格、検定等の取得に係る支援については、必ずしも資格試験の受験にまで至っている必要はない。ただし、講習会へ参加していることの証明書類等に加え、例えば、資格取得までのスケジュール等を個別支援計画に明記するなど、資格取得を支援するための制度の活用実績が客観的にわかる根拠資料を準備する必要がある。

(スコア：多様な働き方)

問4 スコア留意事項通知の記2の(3)のクについて、無給の病気休暇でも対象となるのか。

(答)

対象となる。

なお、傷病休暇制度については、厚生労働省の「働き方・休み方改善ポータルサイト」において、導入事例等を掲載しているので参照されたい。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/recuperation.html>

(スコア：支援力向上)

問5 スコア留意事項通知の記2の(4)のイについて、A型を複数運営している法人において、学会や研修会等で法人全体の取組を発表している場合、当該法人が運営している全てのA型事業所で評価することは可能か。

(答)

評価することができるのは、発表を行った者が所属している事業所のみである。

(3) 就労継続支援A型・B型

(ピアサポーター)

問6 就労継続支援B型におけるピアサポート実施加算のピアサポーターについては、「雇用形態は問わない」とされているが、月1回の出勤でも算定は可能か。また、スコア留意事項通知の記2の(4)のカのピアサポーターについても同様の考えにより評価することが可能か。

(答)

ピアサポート実施加算の算定対象となるピアサポーターについては、ピアサポーターと当該ピアサポーターが勤務する事業所とが雇用関係にあれば、月1回の出勤でも構わない。ただし、加算を算定するためには、ピアサポーターを配置するだけでなく、ピアサポーターとしての支援が実施される必要があるので留意すること。

一方、スコア留意事項通知の記2の(4)のカのピアサポーターについては、「サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員のほか、利用者以外の者であって利用者とともに就労や生産活動に参加する者であること」が要件であり、利用者と同程度の出勤日数を想定しているため、月1回の出勤で評価することはできない。